

事務連絡
令和 8 年 2 月 16 日

四国地区土地政策推進連携協議会

構成員 各位

財務省四国財務局管財部

国有財産調整官 武岡 賢治

国有財産の「買受け及び借受けの要望を受け付ける物件」
の情報提供について

財務行政の遂行に関しましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、国有財産の「買受け及び借受けの要望を受け付ける物件（※）」について情報提供いたしますので、可能な範囲で関係先の方への回覧や施設内への掲示等にご協力いただきますようお願いいたします。

今回情報提供いたしました物件につきまして、ご質問等がございましたら、当局の財産管理担当までお問い合わせ下さい。

【四国財務局ホームページ】

<https://lfb.mof.go.jp/shikoku/kanzai/30303.html>

（※）国有財産の借受けとは、利用できる期間や利用用途等により、「一時貸付け（3年以内）」、「3年を超える貸付け（3年超30年以内）」、「事業用定期借地権の設定による貸付け（10年以上30年以内）」、「一般定期借地権の設定による貸付け（50年以上）」の4種類の方法による貸付けを行うもの。



財務省四国財務局

「買受け及び借受けの要望を受け付ける物件」

対象物件

別添「買受け及び借受けの要望を受け付ける物件」（令和8年1月末時点）のとおり

※なお、物件情報は随時更新しておりますので、最新の情報は四国財務局ホームページ（<https://lfb.mof.go.jp/shikoku/kanzai/30303.html>）をご覧ください。

お問い合わせ先（財産管理担当）

＜香川県＞

四国財務局管財部統括国有財産管理官 TEL087-811-7780 内線（451・453・455・454）

＜徳島県＞

四国財務局徳島財務事務所管財課 TEL088-622-5181 内線（235・236）

＜愛媛県＞

四国財務局松山財務事務所管財課 TEL089-941-7185 内線（642・644）

＜高知県＞

四国財務局高知財務事務所管財課 TEL088-822-9177 内線（745・746）

賃受け及び借受けの要望を受け付ける物件（香川県）

ここに掲載されている物件は、賃受け及び借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただ
 く必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 賃受けや借受けの要望に関する詳細については下記までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続を行っている場合がありますのでご了承願います。

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	賃受要望		借受要望					備考			
				賃受要望	賃受参考価格（※1）	貸付けの種類			借受可能期間	借受要望受付期間	借受参考 貸付料等 (※6)			
						前回入札時の最低売却価格（円）	前回入札の公示日	一時貸付け (※2)	3年を超える貸付け (※3)	事業用定期借地権の設定による貸付け (※4)	一般定期借地権の設定による貸付け (※5)			
1	高松市中野町19番13	宅地	3,317.02					○				個別照会	随時受付中	
2	高松市郷東町字乾新開987番2	雑種地	252.66					○	○			個別照会	随時受付中	
3	東かがわ市中山97番24	宅地	147.68					○				個別照会	随時受付中	
4	三豊市高瀬町比地中字宮砂2485	田	341.75					○				個別照会	随時受付中	
5	仲多度郡多度津町大字山階字池ノ内1571番5	雑種地	240.20					○				個別照会	随時受付中	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「賃受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「賃受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。

お問い合わせ先

四国財務局 管財部 統括国有財産管理官
 〒760-8550 高松市サンポート3番33号
 高松サンポート合同庁舎（南館）
 Tel. 087-811-7780 (内線 451, 453, 454, 455)

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件（徳島県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。

国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。

借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。

買受けや借受けの要望に関する詳細については下記までお問い合わせ下さい。

ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続を行っている場合がありますのでご了承願います。

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望					備考		
				買受要望	買受参考価格（※1）	貸付けの種類				借受可能期間	借受要望受付期間		
1	徳島市中徳島町二丁目104番2	学校敷地	6,670.00			前回入札時の最低売却価格（円）	前回入札の公示日	一時貸付け（※2）	3年を超える貸付け（※3）	事業用定期借地権の設定による貸付け（※4）	一般定期借地権の設定による貸付け（※5）	個別照会	随時受付中
2	美馬市美馬町字入倉812番2	雑種地	1,238.19					○				個別照会	随時受付中

（注）上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

（※1）「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

（※2）「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

（※3）「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

（※4）「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

（※5）「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

（※6）「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。

お問い合わせ先
四国財務局 徳島財務事務所 管財課
〒770-0941 徳島市万代町3丁目5
徳島第2地方合同庁舎2階
TEL088-622-5181(内線235・236)

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件（愛媛県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び買付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により買付けのできる用途・期間が異なります。また、買付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については下記までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや買付けの手続を行っている場合がありますのでご了承願います。

整理番号	所在地	登記目	面積 (平方 メートル)	買受要望		借受要望					備考	
				買受要望	買受参考価格（※1）	貸付けの種類				借受参考 買付料等 (※6)		
					前回入札時 の最低売却 価格（円）	前回入札 の公示日	一時貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期借地権 の設定によ る貸付け (※4)	一般 定期借地権 の設定によ る貸付け (※5)		
1	松山市祇園町23番8	宅地	108.05			○					個別照会	随時受付中
2	松山市南斎院町1434	宅地	94.38			○					個別照会	随時受付中
3	松山市北斎院町1068番2外（うち北側分）	田	56.96			○					個別照会	随時受付中
4	松山市北斎院町1068番2外（うち南側分）	田	112.46			○					個別照会	随時受付中
5	松山市北斎院町1069番外、1070番2外	宅地外	156.70			○					個別照会	随時受付中
6	松山市北斎院町1096番2外	田	261.33			○					個別照会	随時受付中
7	松山市北斎院町25番、26番、27番合併のうち	墓地	277.68			○					個別照会	随時受付中
8	松山市若葉町5番3	宅地	602.59			○					個別照会	随時受付中
9	松山市小栗5丁目90番7	宅地	189.58			○					個別照会	随時受付中
10	今治市大西町九王甲364番	宅地	1,741.78			○					個別照会	随時受付中
11	今治市伯方町木浦字羽田甲1236番3外2筆	宅地	240.71			○					個別照会	随時受付中
12	今治市郷本町二丁目641番2	宅地	691.47			○					個別照会	随時受付中
13	新居浜市新須賀町一丁目甲253番	雑種地	310.08			○					個別照会	随時受付中
14	新居浜市大生院字栗林73番	畠	232.86			○					個別照会	随時受付中
15	西条市高田916番206	宅地	157.87	○	313,000	H24.3.23	○				個別照会	随時受付中
16	大洲市田口字東山根甲2022番7	宅地	762.83			○					個別照会	随時受付中
17	伊予市尾崎字天神下697番1	雑種地	481.26	○	4,240,000	H24.3.23	○				個別照会	随時受付中

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物品調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考買付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低買付料と「借受参考買付料」は大きく異なる場合があります。

お問い合わせ先

四国財務局 松山財務事務所 管財課
〒790-0808 松山市若草町4番地3
松山若草合同庁舎7階
TEL089-941-7185(内線642・644)

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件（高知県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。

国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。

借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けができる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。

買受けや借受けの要望に関する詳細については下記までお問い合わせ下さい。

ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続を行っている場合がありますのでご了承願います。

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望					備考	
				買受要望	買受参考価格（※1）	貸付けの種類				借受可能期間	借受要望受付期間	
1	土佐清水市足摺岬字足摺山214番5外2筆	航路標識用地	8,343.29			○				個別照会	随時受付中	
2	安芸郡東洋町甲浦字唐人ヶ鼻708番13外1筆	宅地	88.94			○				個別照会	随時受付中	
3	安芸郡安田町安田字西新町1606番3	宅地	88.95			○				個別照会	随時受付中	
4	長岡郡本山町本山字十王堂365番3	宅地	880.86			○				個別照会	随時受付中	
5	高岡郡津野町芳生野字新田甲38番8	宅地 住宅建外	287.59 84.24/84.24			○				個別照会	随時受付中	建物有
6	高知県安芸市日ノ出町1448番3	宅地	111.68			○				個別照会	随時受付中	

（注）上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

（※1）「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

（※2）「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

（※3）「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

（※4）「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

（※5）「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

（※6）「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。

お問い合わせ先

四国財務局 高知財務事務所 管財課

〒780-0061 高知市栄田町2丁目2番10号
高知よさこい咲都合同庁舎9階
電話:088-822-9177(内線745、746)